

# 東京中央電話局 電話番號簿

四月一日現在  
昭和十五年

局番號	九段 33	萬輪 44	深川 64	下谷 83
	牛込 34	三田 45	茅場町 66	淺草 84
大森 06	四谷 35	澁谷 46	浪花 67	小石川 85
荏原 08	青山 36	赤坂 48	城東 68	大塚 86
丸ノ内 23	淀橋 37	大崎 49	本所 73	根岸 87
日本橋 24	中野 38	京橋 56	墨田 74	
神田 25	芝 43	銀座 57	駒込 82	



中央区立京橋図書館  
☎3543-9025



1104270879

五十音索引	ア 1	カ 250	サ 434	タ 600	ナ 803	ハ 907	マ 1031	ヤ 1155	ラ 1233	ワ 1265
	イキ 53	キ 318	シ 488	チ 688	ニ 853	ヒ 948	ミ 1081	イキ 53	リ 1239	キイ 1269
	ウ 136	ク 353	ス 545	ツ 699	ヌ 893	フ 971	ム 1121	ユ 1208	ル 1244	ク 1276
	エエ 160	ケ 376	セ 582	テ 715	ネ 894	ヘ 1010	メ 1133	エエ 160	レ 1241	エエ 132
	オヲ 172	コ 381	ソ 596	ト 729	ノ 896	ホ 1011	モ 1137	ヨ 1212	ロ 1246	ヲヲ 172



# 電話機と交換機の工事

認 公 局 信 電  
電 話 工 業 協 會 員

足利電機工業社	森、入新井、一ノ一〇三三	大森06-5262
金沢電機工業所	京、銀座、八ノ四	銀座57-5488.5489.7301
金沢電機工業所	神、東紺屋、四一	浪花67-2011.3963
金沢電機工業所	下、西黒門、一四	下谷83-0085
金沢電機工業所	小、吾羽、八ノ一四	牛込34-1934
金沢電機工業所	芝、櫻川、一九	芝 43-4382
金沢電機工業所	日、通、三ノ三	日本橋24-3790
金沢電機工業所	池、初臺、四八一	四谷35-5339
金沢電機工業所	神、司、一ノ二	神田25-4148
金沢電機工業所	麹、内幸、一ノ二	銀座57-4677.6517
金沢電機工業所	赤、塚、七七	赤坂48-5290
金沢電機工業所	麹、内幸、二ノ二二	銀座57-4540
金沢電機工業所	芝、愛宕、二ノ一	芝 43-0995
金沢電機工業所	麻、北新門前、二	赤坂48-1027
金沢電機工業所	京、橋、二ノ一	京橋56-0834.7257
金沢電機工業所	芝、愛宕、二ノ一	芝 43-0523
金沢電機工業所	芝、琴平、四〇	芝 43-1642.3653
金沢電機工業所	京、越前屋、三ノ一一	京橋56-2387
金沢電機工業所	京、銀座西、八ノ八	銀座57-3516
金沢電機工業所	麹、有樂、一ノ一〇	銀座57-自5140.至5149
金沢電機工業所	所、太平、一ノ七	墨田74-0053.7415
金沢電機工業所	淺、皇若、一ノ三六	淺草84-0683
金沢電機工業所	日、本、三ノ五	日本橋24-3764
金沢電機工業所	芝、新堀、一二	三田45-2491.4091
金沢電機工業所	日、茅場、一ノ一二	茅場町66-1440.1441
金沢電機工業所	京、銀座、七ノ四	銀座57-0905-0907.0914-0916
金沢電機工業所	神、司、一ノ二	神田25-1612
金沢電機工業所	神、旭、一〇	神田25-0984.2626
金沢電機工業所	芝、田村、六ノ一	芝 43-1270
金沢電機工業所	日、通、三ノ三	日本橋24-0716
金沢電機工業所	谷、戸塚、一ノ一六二	牛込34-4512
金沢電機工業所	牛、山吹、一四六	牛込34-4394.4395
金沢電機工業所	芝、田村、五ノ二五	芝 43-2397
金沢電機工業所	芝、新橋、四ノ二六	芝 43-1524
金沢電機工業所	芝、赤羽、四	三田45-2882.2883
金沢電機工業所	麹、内幸、一ノ二	銀座57-1020.1486
金沢電機工業所	下、東黒門、五	下谷83-0761.5539
金沢電機工業所	芝、田村、五ノ七	芝 43-4080
金沢電機工業所	京、京橋、三ノ一	京橋56-0617.6944
金沢電機工業所	小、武島、一三	小石川85-3838
金沢電機工業所	芝、新橋、七ノ一	芝 43-3174
金沢電機工業所	京、京橋、三ノ七	京橋56-2003
金沢電機工業所	麹、飯田、一ノ一	九段33-4559
金沢電機工業所	芝、田村、三ノ九	芝 43-3140.3305
金沢電機工業所	京、銀座西、七ノ二	銀座57-0447
金沢電機工業所	芝、全杉、二ノ六	三田45-3488.4371
金沢電機工業所	下、竹、一二	下谷83-2010
金沢電機工業所	深、新大橋、三ノ一三	本所73-3138
金沢電機工業所	麹、石手、二ノ二二	銀座57-4992

# 東京中央電話局用電話一覽

種 別	自動式加入者	手働式加入者	
◆市 内	電話の故障 { 自 局 ..... 113 他 局 ..... 其の局0060 (但し大森、荏原、中野 ..... 其の局2060)	..... 其の局60番	
	市内電話番號の問合..... 114	..... 番 號	
	電話使用上の問合..... 其の局0500 (但し大森、荏原、中野 ..... 其の局2500)	..... 500番	
	市内通話に関する申告.....	..... 8000番	
	一般市外通話の申込..... 116	..... 記 録	
	即時通話の申込..... 117	..... 即 時	
	準即時通話の申込..... 118	..... 準即時	
	市外電話番號の問合..... 115	..... 市外地番號	
	通話區域、通話料の問合.....	..... 市外 500番	
	通話種別の變更.....	.....	
◆市 外	待合時間の問合.....	.....	
	通話申込の取消.....	.....	
	市外通話に関する申告.....	.....	
	◆電 話 呼 出 の 申 込..... 丸ノ内0123	丸ノ内123番(又は呼出係)	
	◆國 際 { 外國、臺灣、船舶への } 通話申込及申告	..... 丸ノ内0101	
	◆出 火、應 急 救 護 の 通 報..... 119	..... 火事又は救急車	
	[下記係へは自動式でも手働式でも同じです]		
	◆東京中央電話局長への申告..... 丸ノ内0100	麹町區大手町二丁目	
	◆三數字「114番」の取扱に関する申告..... 丸ノ内0001	.....	
	◇加 入 に 関 する 御 用..... 丸ノ内0421	.....	
但し大森の加入者..... 大 森 6000	大森區入新井五丁目		
荏原の..... 荏 原 2001	荏原區小山町二四九番地		
中野の..... 中 野 4242	中野區本町通四丁目		
◇料 金 に 関 する 御 用..... 青山 5020 7060	赤坂區青山北町四丁目		
但し大森の加入者..... 大 森 7301	大森區入新井五丁目		
荏原の..... 荏 原 2001	荏原區小山町二四九番地		
中野の..... 中 野 4241	中野區本町通四丁目		
◇工 事 に 関 する 御 用			
丸ノ内、日本橋、京橋..... 丸ノ内5741、5742	丸ノ内工務出張所		
銀座、芝、高輪、三田、大崎、大森、荏原..... 三 田 4233、4459	芝工務出張所		
赤坂、青山、澁谷..... 青 山 4236、4275	赤坂工務出張所		
四谷、淀橋、九段、牛込、中野..... 牛 込 3346、4243	四谷工務出張所		
神田、小石川、大塚、駒込..... 小石川 4232、4215	小石川工務出張所		
茅場町、浪花、淺草、根岸、下谷..... 浪 花 4424、4983	淺草工務出張所		
本所、墨田、城東、深川..... 深 川 2286、2384	本所工務出張所		
◇電話事務員養成に関する御用..... 青 山 6000	赤坂區青山北町四丁目		
◇私設電話に関する御用..... 丸ノ内0414	麹町區大手町二丁目		
◆印の電話へは無料です ◆印の電話へは有料です			

## ◇電話番號簿の索引の改正と調べ方◇

今回電話番號簿の索引を改正致しましたから、よく下記の索引の方法を御覽下さい。

### 索引の改正

- (1) 従來の各音首部索引は加入者氏名の頭字だけのものでしたが、今回は同じ頭字(例青)が二頁以上に互る場合は、第二字目(例青木、青田の木田)まで次の如く出してあります。

頭字	第二字目	頁数
青	木	16
	田	21
	田	20

〔注意〕 東京、日本の如きは三字目まで出してあります。

- (2) 更に第二字目まで同じもの(例青木)が三頁以上に互るときは、第三字目の最初の發音を片假名で欄外に出してあります。
- (3) 従つて従來の欄外索引を廢止して、其の頭字及第二字目又は第三字目の最初の發音を片假名で出してあります。

### 索引方法

第一に表紙五十音索引を見る

第二に各音首部の索引の頭字及第二字目を見る

第三に欄外の索引を見る

例へば青木春雄を探すとき

第一に表紙の索引で「ア」は一頁なることを知る

第二に一頁の「アの部索引」で青を探し、「青」が見つかったら、第二字目で「木」を探して、「青木」は16頁にあることを知る。

第三に16頁以下の欄外で「へ」を探すと19頁であることが判る、斯くして「青木春雄」は19頁に掲載されてゐることを知る。

### 氏名の並べ方

本文の氏名の並べ方は、従來の通り加入者氏名(又は稱號、屋號)の頭文字の通俗の發音に依つてなるべく五十音順に掲載してあります。尤も發音の同じものは字割の少いものから順次掲載してあります。

### 御注意

- (1) 古い番號簿は使用せぬこと、但し附録は保存のこと、本年は紙不足の爲め通話區域、料金、規則、番式等の附録は廢止するの已むなきに至りましたから、其の部分は別冊として繰込み御保存下さい。
- (2) 追加番號簿は先に見ること。
- (3) 番號簿に誤謬がありましたら、速に當局加入課へ申出下さい。
- (4) 新刷の番號簿を御受取になつて、若し落頁、誤綴等の不良の個所を御發見の場合は當局加入課へ御申出になれば、直に御引換致します。
- (5) 四月二日以後の異動の分は掲載してありません。
- (6) 他人名義の電話を使用してゐる方の氏名は掲載してありません。若し掲載希望の方は他人名義掲載請求書を御差出し下さい。
- (7) 電話番號の判らぬ場合は、自動局加入者は114番(局番號なしの三數字)へ、手働局加入者は「番號係」へ御問合せ下さい、但し追加番號簿及本番號簿を氏名、稱號、屋號等によいよ見つからなかつた場合に問合せる様にして下さい。

# ◇電話御使用上の注意◇

## 一 市内通話 (東京中央電話局加 入者相互間の通話)

### 手動式電話の場合

- (1) 番號の呼び方……………次例の通りお呼び下さい。  
 ・ 二 千 四 百 九 十 七 番  
 ・ 一 千 二 百 十 番
- (2) 通話中の注意  
 通話中に切れたときは呼ばれた方は直ぐ受話器を掛けて、更に呼んで来るのをお待ち下さい。呼んだ方は受話器の掛金物を二三回上げ下げして取扱者を呼び、切れたことをお告げ下さい。
- (3) 終話後の注意  
 通話が済んだときには必ず受話器を掛けて置いて下さい。

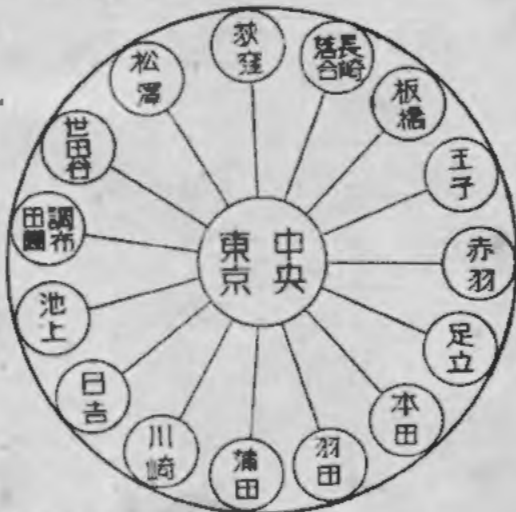
### 自動式電話の場合

- (1) 廻轉盤(ダイヤル)の廻し方  
 (イ) 発信音が聞えてからお廻し下さい。  
 (ロ) 指止まできつちり廻してお放し下さい。  
 (ハ) 途中で廻し運へたときには一度受話器を掛けて又最初からお廻し下さい。
- (2) 通話中の注意  
 通話中は受話器の掛金物や廻轉盤に觸らぬやうにして下さい。
- (3) 終話後の注意  
 通話が済んだときには必ず受話器を掛けて置いて下さい。

## 二 即時通話、準即時通話

### 即時通話の出来る局

下記の局相互間は即時通話ですからお申込と同時に通話が出来ます。



#### お申込み方

手動式では「何番へ」と應答があつたときに「即時」又は「対話局名」をお告げ下さい。  
 自動式では三數字「117番」をお呼び下さい。  
 即時係が出たとき相手の局名、番號と自分の局名、番號を告げ其の儘電話を切らないでお待ち下さい。

#### 注意

通話中に若し切れたときは手動式では「市外530番」、自動式では三數字「118番」へ其のことをお告げ下さい。

### 準即時通話の出来る局

當局から下記の局へは通話が混雑とき以外は、即時通話と同じ様に直ぐ通話が出来ます。



#### お申込み方

手動式では「何番へ」と應答があつたときに「準即時」又は「対話局名」をお告げ下さい。  
 自動式では三數字「118番」をお呼び下さい。  
 準即時係が出たとき相手の局名、番號と自分の局名、番號を告げて其の儘お待ち下さい。通話の混んでゐるとき以外は直ぐつながります。(尤も混んでゐるときでも至急通話なら直ぐつながることもあります)



### 三 一般市外通話

#### お申込み方

手動式では………「何番へ」と回答があつたときに「記録」又は「対話局名」をお告げ下さい。  
自動式では………三数字「116番」をお呼び下さい。記録係が出たとき相手の局名、番號と自分の局名、番號を告げ一旦電話を切つてお待ち下さい。至急通話が希望ならば其の際「至急通話」とお申出下さい。(後からでも普通通話を至急通話に変更することが出来ます)

#### お問合せ方

東京から市外通話の出来る土地や通話料のお問合せは  
手動式では………「市外500番」  
自動式では………三数字「115番」  
をお呼び下さい。

#### 夜間通話

夜間通話は午後八時から翌日午前七時迄の間に接続する普通通話料三十銭以上の土地との市外通話で、其の料金は二、三割方安くなつておりますから、お急ぎでない用事には此の制度を御利用下さい。

#### 通話の取消

(1) 手動式では………「市外500番」

自動式では………三数字「115番」  
を呼んでお申出下さい。

(2) 通話取消料が要る場合は次の通りです。

- (イ) 通話の取扱開始に當つて双方どちらかの加入者が通話不要又は不在其の他の理由で通話をしないとき。
- (ロ) 通話をおつなぎしようとして請求者を呼んでも線路や機械に故障がないのに応答のないとき。

但し(イ)及(ロ)の場合にお申込後普通通話は四十分、至急通話は二十分を經過して居れば取消料は要りません。

#### 定時通話

請求者の希望の時刻に通話出来る市外通話で、料金は普通通話料の四倍です。  
お申込は「記録係」をお呼び下さい。

#### 岸壁電話との通話

横浜、大阪、名古屋、神戸の各港の岸壁に繋留中の船舶との通話で、お申込は横浜へは「準即時係」、其の他へは「記録係」をお呼び下さい。尙東京港とも今年内には通話出来るやうになる予定です。

#### 神戸近海を航海中の船舶との通話

お申込は「呼出係、丸ノ内123番」をお呼び下さい。

### 四 国際通話

#### お申込み方とお問合せ方

手動式では「国際」と告げ、自動式では………「丸ノ内0101番」を呼ぶと国際電話係が出来ますからお申込下さい。通話の出来る地名、料金、取扱時間等も同じ方法でお尋ね下さい。

#### 指名通話

中華民国、諸外國、鎌倉丸及靖國丸への通話は通話官を指名することが出来ます。

#### 通話の出来る主なる都市

臺北、新京、大連、奉天、ハルビン、上海、南京、北京、天津、マニラ、スタバヤ、バンコック、サンフランシスコ、シカゴ、ニューヨーク、ワシントン、バンクーバー、ベルリン、ローマ、サンチャゴ、ホノルル、プエノスアイレス、リオデジャネロ

### 五 電話の呼出

電話呼出とは電話に加入してゐない人を其の附近の局へ呼出して通話をする方法です。  
お申込の方法は「丸ノ内123番」を呼んで相手の

住所、氏名、通話種別、通話時數、自分の局名、番號等をお告げ下さい。

## ◇電話加入事務案内◇

電話加入事務に就ては當局加入課(丸ノ内23-0421番)へお問合せ下さい

### 加入の譲渡

加入の譲渡には電話局の承認を得なければなりません。電話局は原則として下記の場合に限り承認します。

- (1) 逓信省公認の電話業者が営業細則に基き取扱ふとき
- (2) 庶民金庫、信用組合、銀行、無盡會社に擔保に入れ又は擔保戻をするとき  
以上の外親族間の如き特殊の場合は承認されることがありますが、詳しいことは加入課へ御尋ね下さい。

加入譲渡に必要な書類

- (1) 加入譲渡承認請求書
- (2) 加入譲渡説明書
- (3) 新加入者の印鑑證明書
- (4) 新加入者の印鑑紙
- (5) 加入譲渡の理由を立證するに足る相當資料

### 電話機械の移轉及他人方設置

電話機械の移轉が出来るのは、原則として加入者の居所、住所、又は業務に使用する場所へ移轉するときに限られて居ります。併し其の場合でも特別の事由に依り他人方へ設置の許可を受けた所への移轉は差支ありません。

移轉に必要な書類

- (1) 電話機械移轉請求書
- (2) 移轉の事由及事實を立證するに足る相當資料
- (3) 上記後段の場合は(1)の外に他人方設置許可申請書

### 電話機械の一時撤去

電話機械の一時撤去が出来るのは次の場合に限られてゐます。

- (1) 電話機械の設置しある建物の修繕改築又は増築のとき
- (2) 加入者長期に亙り不在のとき

(3) 轉居に際し電話機の設置場所が確定しないとき

(4) 其の他電話局に於て弊害なしと認めるとき  
一時撤去に必要な書類

- (1) 電話機械一時撤去請求書
- (2) 上記事由を立證するに足る資料

### 逓信省公認電話業者

- (1) 逓信省公認電話業者は、電話営業組合を組織し又営業細則を定め、豫め逓信省の認可を得、常時電話官署の監督の下に一定の營業を爲して居り、店頭に「逓信省公認」の文字、資費價格、金融、貸與條件及手数料等其の營業に必要な事項を掲出して居ります。
- (2) 公認業者の氏名は裏表紙内面の廣告欄にあります。
- (3) 公認を得てゐない電話業者が取引しないとも限りませんが、この様な場合は電話局への手續が出来ませんから御注意下さい。

### 電話標準價格

- (1) 當辰に於ける電話の價格は、其の番號に依り多少高低はありますが普通のものは1100圓です
- (2) 他人に電話を賃貸する場合は、日歩五錢以内です。即ち普通の番號のものであれば一ヶ月16圓50錢以内です。
- (3) 電話を擔保とする金融も、日歩五錢以内に限ります。

### 公認電話工事擔當者

加入者の設備維持に係る増設電話機や、私設電話機の工事は、逓信局公認の電話工事擔當者でなければ施行が出来ません。資力及技術等が劣悪である爲公認を得ない電氣工事者が施行せんとしても當局への手續は出来ませんからよく御注意下さい。尙その氏名は一部の者を除き表表紙内面の廣告欄にあります。

**臨時電話**

冠婚、葬祭、賣出し等の際電話を短期間使用したいときは臨時電話を御利用下さい。其の期間は三十日以内です。

**電話番号簿特殊掲載**

- (1) 重複掲載……………加入者は自己の氏名、稱號等の區別に従つて二個以上に其の名義を掲載することが出来ます。
  - (2) 他人名義掲載……………電話機設置場所居住者の名義を掲載することが出来ます。
- 尙之等重複掲載又は他人名義掲載を強止せんとするときは三月三十一日迄に其の請求書を御提出にならないと、次年度分の料金を徴収されます。

**電話番号簿廣告掲載**

誰でも番號簿へ廣告掲載を申込むことが出来ます。

**電話規則違反に対する處分**

電話規則に違反した場合は、通話停止、加入取消又は加入除名等の處分を受けることがあります。その主なるものは次の場合です。

- (1) 加入譲渡及電話機移轉に関する書類に不實の記載をしたとき
- (2) 許可なくして加入者の住所、居所又は業務に使用する場所以外を電話機設置場所としたとき
- (3) 増設電話機や私設電話機を許可を得ず移轉したり増減したとき
- (4) 電話機に他の機器(例へば自動式電話料金貯蓄機の如きもの)を取付けたとき
- (5) 電話官署の指示に従はないとき

**諸異動の届出**

次の如き異動があつた場合は直に届出下さい。

- (1) 住所を移轉したとき

- (2) 住所又は電話機設置場所の町名番地改稱のとき
- (3) 届出の印章を紛失又は改印したとき
- (4) 改姓又は改名したとき
- (5) 相続をしたとき
- (6) 法人又は準法人が其の代表者を變更したとき
- (7) 法人にして合併したとき

(注意)

(5)(7)の届出は其の事實のあつたときより三月以内のこと

**その他の注意**

- (1) 提出書類の文字は正確明瞭に書くこと
- (2) 加入者氏名は戸籍上のものに限ること
- (3) 印鑑は印鑑証明の取れるものを使用のこと
- (4) 請求書に貼附すべき郵便切手は高額のものたること
- (5) 工事を要する請求は早目に出すこと
- (6) 加入譲渡の際滞納料金がある場合は電話規則上新加入者(即ち譲受人)が承継することになつてゐますから行違なき様御留意のこと

**電話に関する主なる料金**

- (1) 基本料 { 單獨加入 年額 四十五圓  
                  共同加入 年額 三十三圓
- (2) 度數料 一通话毎に 三 錢
- (3) 名義變更料 十五圓
- (4) 電話機移轉料 { 構外移轉 三十圓  
                  構内移轉 四圓  
                  一時撤去 四圓
- (5) 卓上電話機 十圓
- (6) 増設電話機 { 普通機 十二圓  
                  卓上機 二十二圓
- (7) 臨時電話 { 架設料 二十圓  
                  使用料日額 二圓
- (8) 電話番号簿特殊掲載 一掲載毎に 六圓